

構内放置自動二輪車の一斉撤去・処分について

通知等期間：2023年6月23日（金）～ 2023年10月25日
（水）

実施方法：

- ① 構内に駐車されている自動二輪車のうち、2023年度の未登録車全てに通知書を取り付けます。
- ② 通知書が取り付けられた未登録車を、今後も構内で利用する場合は通知書を取り外し、速やかに登録して下さい。
- ③ 通知書が取り付けられた状態で1ヶ月が経過した場合は警告書を取り付け、7月28日頃より、部局事務やポータル、HPを通じて所有者確認を行います。
- ④ 警告書が取り付けられた状態で2ヶ月が経過した場合は最終処分通告書を取り付けます。
- ⑤ 最終処分通告書が取り付けられた状態で1ヶ月が経過した未登録車は、所有する意思が無いものとして10月25日以降、廃棄処分します。

【本件に関する問合せ先】

本部環境課交通管理チーム

E-mail : koutsuu.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

交通関係HP→

